

スリランカの利上げについて

※ S B I ボンド・インベストメント・マネジメント提供の情報に基づき、S B I アセットマネジメントが作成

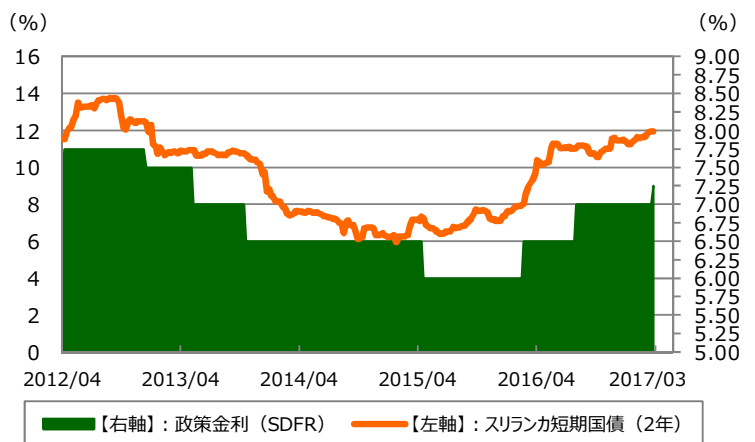
## スリランカ中央銀行が利上げを実施

2017年3月24日、スリランカ中央銀行（CBSL）が従来の7.00%から7.25%へと利上げを実施しました。今回実施の利上げ自体はやや想定外でしたが、予防的な利上げを好感し、市場は安定しています。本レポートでは、今回の利上げに関する背景及び注目点等をご紹介します。

### 1. 利上げの背景

- スリランカ中央銀行（CBSL）は、政策金利であるスタンディング・ファシリティーの預入金利（SDFR）を7.25%へ、貸出金利（SLFR）を8.75%へ、各々+0.25%幅引き上げることを発表いたしました。利上げは、2016年7月以来となります。
- CBSLは、同国のインフレ率（消費者物価）は増税等の特殊要因を除くと1桁台半ばで安定推移することを想定しています。一方で、国内融資の伸びが高止まるなど景気は依然堅調であることから、将来のインフレ上昇を予防的に抑えるために利上げを実施いたしました。

### スリランカ国債利回り及び政策金利推移

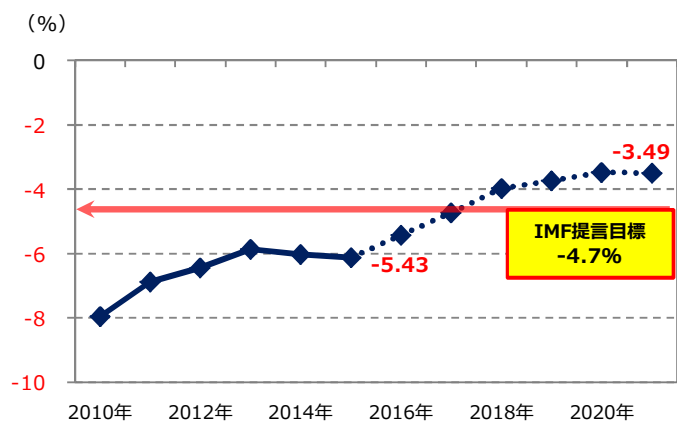


[出所] Bloombergより、S B I ボンド・インベストメント・マネジメントが作成  
※データ期間：2012年4月1日～2017年3月24日

### 2. 今回の利上げの注目点及び見通し

- 市場では、以下の2点を評価していると思われる、利上げ影響も少ないものと思われます。
  - ① 今回の利上げがインフレ抑制の予防的な面が強かったこと
  - ② 財政赤字削減の効果が出ていることを中銀も評価していること
- スリランカ政府は、国際通貨基金（IMF）と協働のもと、昨年からの構造的な財政赤字と貿易赤字の削減に取り組んでいます。CBSLの“やや金融引き締めの”なスタンスも加わり、今後は国内景気が過熱することなく安定に向かうことで、輸入の伸び率鈍化と貿易赤字の改善が期待されます。

### 財政収支（対GDP比）の推移



[出所] IMF - World Economic Outlook Databasesより、S B I アセットマネジメントが作成  
※データ期間：2010年-2021年（2016年以降はIMFの予想値）

スリランカの利上げについて

3. 今後の運用方針

- 現在は、現地通貨建てに一部の米ドル建てのスリランカ短期国債を保有し、安定的な運用を目指しています。
- ポートフォリオ属性：平均利回りは、10.0%（3/23時点）、平均修正デュレーションは1.4年です。
- 基準価額は、為替相場において米ドル/円が円高に振れている影響を受けています。
- 現地通貨建て1～2年債券（利回り11%台）の比率を徐々に増やす方針です。

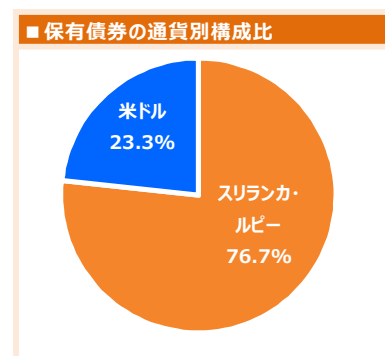
《ご参考》主要投資対象ファンド（SBIボンド スリランカ短期国債ファンド）の状況

主要投資対象ファンドの状況(2017年2月28日現在)

■ 基準価額・純資産総額	
基準価額	9,583 円
純資産総額	1,086 百万円

■ 資産別構成比率	
債券 (%)	90.7
現金等 (%)	9.3
合計 (%)	100.0

■ 保有債券の属性情報	
平均残存期間 (年)	1.6
平均修正デュレーション	1.4
平均クーポン (%)	8.08
平均直接利回り (%)	8.27
平均最終利回り (%)	9.75
平均格付け	B+



[出所]SBIボンド・インベストメント・マネジメント

## SBIスリランカ短期国債ファンドに関するご留意事項

### <主要な投資対象>

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が運用するSBIボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）を主要な投資対象とします。

### <基準価額の変動要因>

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

### 主な変動要因

#### ・債券価格・金利変動リスク

債券価格は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### ・信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。その場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### ・為替変動リスク

実質組入外貨建て資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々なる要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

#### ・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

#### ・流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

### その他のリスク

#### <外国機関投資家への投資枠制限について>

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引規制の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

### その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

### リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

### 委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

スリランカの利上げについて

＜お申込メモ＞

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
購入・換金申込 受付不可日	コロナ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込みとします。 なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受け付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：平成28年12月29日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益証券の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とするSBI債券 スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	＜毎月決算型＞ 毎月17日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算は、平成29年2月17日（金）となります。 ＜年2回決算型＞ 毎年6月17日および12月17日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算は、平成29年6月19日（月）となります。
収益分配	＜毎月決算型＞ 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ＜年2回決算型＞ 年2回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	＜毎月決算型＞ 750億円 ＜年2回決算型＞ 250億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	＜毎月決算型＞＜年2回決算型＞ 毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。



スリランカの利上げについて

< ファンドの費用 >

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.24%** (税抜: **3.0%**) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。

信託財産留保額 換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。

■ 投資者が間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に**年0.5886%** (税抜: **年0.545%**) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)		年0.5886%	(税抜: 年0.545%)
内 訳	委託会社	年0.108%	(税抜: 年0.10%)
	販売会社	年0.4536%	(税抜: 年0.42%)
	受託会社	年0.027%	(税抜: 年0.025%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年0.3888%	(税抜: 年0.36%)
実質的な負担※2		年0.9774%	(税抜: 年0.905%)

※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年0.3888%)を表示しています。

※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

その他の費用  
及び手数料

ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 税金 >

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税※ 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税※ 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は平成28年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」、未成年少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。